

令和7年度 第1回

広島県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1	広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿	P. 1
別冊 No. 2 -1	広島県電子部品・デバイス・電子回路等製造業最低賃金(現行)	P. 2
-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)	P. 3
-3	中分類	P. 6
-4	令和7年度適用使用者数及び適用労働者数	P. 31
別冊 No. 3	令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況(電気機械等)	P. 33
別冊 No. 4	令和7年度最低賃金実態調査概要(電子部品等製造業)	P. 34

令和7年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金)

広島労働局

令和7年9月25日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	^{さかい} 酒井 ^{ともこ} 朋子	税理士
	^{ひらた} 平田 ^{かおり} かおり	弁護士
	^{みかみ} 三上 ^{しょうへい} 翔平	弁護士
労働者代表	^{すみ} 角 ^{なおき} 直樹	電機連合広島地域協議会 事務局長
	^{とくもと} 徳本 ^{ひろし} 博志	中国電力労働組合 広島統括本部 副本部長
	^{ながやす} 長安 ^{こうじ} 幸司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
使用者代表	^{いけくぼ} 池久保 ^{のりや} 典也	株式会社池久保電工社 代表取締役社長
	^{きむら} 木村 ^{やすひろ} 康宏	広島県経営者協会 専務理事
	^{まえだ} 前田 ^{けいたろう} 啓太郎	オオアサ電子株式会社 代表取締役社長

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間 1,045 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和6年12月31日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
適用する使用者	
広島県の区域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	
日本標準産業分類（令和6年4月改定）より （青字及び赤字は事務局にて加筆）	
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E280 管理、補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業） E2800 主として管理事務を行う本社等 E2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 E281 電子デバイス製造業 E2811 電子管製造業 E2812 光電変換素子製造業 E2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く） E2814 集積回路製造業 E2815 液晶パネル・フラットパネル製造業 E282 電子部品製造業 E2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業 E2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業 E2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業 E283 記録メディア製造業 E2831 半導体メディア製造業 E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業 E284 電子回路製造業 E2841 電子回路基板製造業 E2842 電子回路実装基板製造業 E285 ユニット部品製造業 E2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業 E2859 その他のユニット部品製造業	

E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
E2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
E29	電気機械器具製造業
E290	管理、補助的経済活動を行う事業所
	(29 電気機械器具製造業 (県最賃適用業種を除く))
E2900	主として管理事務を行う本社等
E2909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
E2911	発電用・電動機・その他の回転電気機械器具製造業
E2912	変圧器類製造業 (電子機器用を除く)
E2913	電力開閉装置製造業
E2914	配電盤・電力制御装置製造業
E2915	配線器具・配線附属品製造業
E292	産業用電気機械器具製造業
E2921	電気溶接機製造業
E2922	内燃機関電装品製造業
E2923	電気炉・電熱装置製造業
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用、船舶用を含む)
E293	民生用電気機械器具製造業 (県最賃適用)
E294	電球・電気照明器具製造業 (県最賃適用)
E295	電池製造業 (県最賃適用)
E296	電子応用装置製造業
E2961	X線装置製造業
E2962	医療用電子応用装置製造業
E2969	その他の電子応用装置製造業
E297	電気計測器製造業
E2971	電気計測器製造業 (別掲を除く)
E2972	工業計器製造業
E2973	医療用計測器製造業 (県最賃適用)
E299	その他の電気機械器具製造業 (県最賃適用)
E30	情報通信機械器具製造業
E300	管理、補助的経済活動を行う事業所
	(30 情報通信機械器具製造業 (県最賃適用業種を除く))
E3000	主として管理事務を行う本社等
E3009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業
E3011	有線通信機械器具製造業
E3012	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業

E3013	無線通信機械器具製造業
E3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
E3015	交通信号保安装置製造業
E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
E302	映像・音響機械器具製造業
E3021	ビデオ機器製造業
E3022	デジタルカメラ製造業
E3023	電気音響機械器具製造業
E303	電子計算機・同付属装置製造業（県最賃適用）
L7282	純粹持株会社
	（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業（県最賃適用業種を除く）、30 情報通信機械器具製造業（県最賃適用業種を除く）に限る）

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工業若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

大分類Eー製造業

中分類28ー電子部品・デバイス・電子回路製造業

総説

この中分類には、主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。

民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類 29ー電気機械器具製造業に、電子計算機・同附属装置、通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は中分類 30ー情報通信機械器具製造業に分類される。

280 管理、補助的経済活動を行う事業所(28 電子部品・デバイス・電子回路製造業)

2800 主として管理事務を行う本社等

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため、同一企業のお事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

281 電子デバイス製造業

2811 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は中分類
29 [2941] に分類される。

○真空管製造業(通信用のもの); X線管製造業; 水銀整流管製造業; 光電管製造業; マイクロ波管製造業; **放電管製造業**

×水銀放電灯製造業 [2941]; トランジスタ製造業 [2813]

2812 光電変換素子製造業

主として光電変換素子製造業(半導体素子を除く)を製造する事業所をいう。

○発光ダイオード製造業; フォトカプラ、インタラプタ製造業

×トランジスタ製造業 [2813]

2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く)

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

○ダイオード製造業; トランジスタ製造業; サイリスタ製造業; サーミスタ製造業

×発光ダイオード製造業 [2812]

2814 集積回路製造業

主として半導体集積回路、薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。

主として集積回路に抵抗器、コンデンサ、半導体素子などの個別部品を付加したもの及び超小形構造(1立方cmの中に、3個以上の素子実装密度を有するもの)の電子部品を製造する事業所も本分類に含まれる。ただし、主として複合部品(回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したものを製造する事業所は小分類 282 [2821] に分類される。

○半導体集積回路製造業; 薄膜集積回路製造業; 混成集積回路製造業; 超小形構造集積回路製造業; 中央演算処理装置(CPU)製造業; **コンバータ製造業**

×複合部品製造業 [2821]

2815 液晶パネル・フラットパネル製造業

主として液晶パネル、**有機EL**パネルなどを製造する事業所をいう。

○**有機EL**パネル製造業; 液晶素子製造業

×液晶ディスプレイ製造業（パーソナルコンピュータ用）〔3035〕；液晶ディスプレイ
製造業（事務機器用）〔2719〕

282 電子部品製造業

2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

主として抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所をいう。

- 抵抗器製造業（電力用を除く）；コンデンサ製造業（電力用を除く）；変成器製造業（電力用を除く）；電子機器用小型電源変圧器製造業；電子機器用蓄電器製造業
- ×電力用抵抗器製造業〔2914〕；電力用蓄電器製造業〔2929〕；変圧器製造業（送配電用、機器用、シグナル用）〔2912〕；ネオン変圧器製造業〔2912〕；計器用変圧器製造業〔2912〕

2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業

主としてスピーカ、マイクロホン、ヘッドホンなどの部品、磁気ヘッド及び、小形モーター（入力電力3ワット未満のもの）を製造する事業所をいう。

ただし、電気音響機械及び附属品（完成品）を製造する事業所は中分類30〔3023〕に分類される。

- スピーカ部品製造業；マイクロホン部品製造業；イヤホン部品製造業；ヘッドホン部品製造業
- ×スピーカシステム製造業〔3023〕；モーター製造業（入力電力3ワット以上のもの）〔2911〕

2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

主としてコネクタ、スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。

- コネクタ製造業（配線器具を除く）；スイッチ製造業（配線器具及び電力用開閉器を除く）；リレー製造業（電力用継電器及び遮断器を除く）
- ×配線用接続器製造業〔2915〕；配線小形開閉器製造業〔2915〕；電力用開閉器製造業〔2913〕；継電器製造業（電力用）〔2913〕；遮断器製造業〔2913〕

283 記録メディア製造業

2831 半導体メモリメディア製造業

主として半導体メモリカード、メモリースティック、その他のメモリカードを製造する事業所をいう。

○SDメモリカード製造業；メモリースティック製造業；コンパクトフラッシュ

×MOS型メモリ製造業〔2814〕

2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

主として記録する前の光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等を製造する事業所をいう。

ただし、主として情報を記録した光ディスク、磁気ディスク、磁気テープを製造する事業所は中分類 32〔3296〕に分類される。

○光ディスク製造業（生のもの）；CD・R／RW製造業（生のもの）；DVD・R／RW製造業（生のもの）；磁気ディスク製造業（生のもの）；フレキシブルディスク製造業；MO製造業；オーディオ用テープ製造業；ビデオ用テープ製造業；コンピューター用テープ製造業

×情報記録物製造業〔3296〕

284 電子回路製造業

2841 電子回路基板製造業

主として電子回路基板を製造する事業所をいう。

主な製品は、プリント配線板(回路設計に基づいて、部品間を接続するために導体パターンを絶縁基板の表面又は表面とその内部に、プリントによって形成された板)、モジュール基板(プリント配線板へ搭載され、電氣的相互接続が可能な板)などである。

- 片面・両面・多層リジッドプリント配線板製造業;ビルドアップ配線板製造業;フレキシブルプリント配線板製造業;フレックスリジッドプリント配線板製造業;セラミックスプリント配線板製造業;メタルコアプリント配線板製造業;リジッドモジュール基板製造業;TAB・COF基板製造業;セラミックスモジュール基板製造業
- ×プラスチック製金属張基板製造業(配線前のもの) [1831];プラスチック製絶縁基板製造業(配線前のもの) [1831];電子回路実装基板製造業 [2842]

2842 電子回路実装基板製造業

主として電子回路実装基板(電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)を製造する事業所をいう。

主な製品は、プリント配線実装基板(プリント配線板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)、モジュール実装基板(モジュール基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)などである。

ただし、電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類 29 [291～297] に、情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類 30 [301～303] のそれぞれに、ユニット部品は小分類 [285] に分類される。

- 挿入部品実装基板製造業;チップ部品実装基板製造業;ICパッケージ実装基板製造業;ワイヤボンディング実装基板製造業;TAB・COF実装基板製造業;フリップチップ実装基板製造業
- ×電子回路基板製造業 [2841];ユニット部品製造業 [285]

285 ユニット部品製造業

2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット（受信用チューナ、受信用アンテナなど）及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。

- スイッチング電源製造業；放送（通信）受信チューナユニット製造業；分配・分岐・混合・分波・整合器製造業；ブースタユニット製造業；コンバータユニット製造業；エアコンユニット製造業；選局ユニット製造業；タイマユニット製造業；モジュレータユニット製造業；**パワーコントロールユニット製造業**

2859 その他のユニット部品製造業

主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。

- 電子部品組立製造業；紙幣識別ユニット製造業；硬貨区分ユニット製造業；液晶表示ユニット製造業
- ×電子回路実装基板製造業〔2842〕

289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器（電力用を除く）、磁性材部分品（粉末や金によるもの）など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

○整流器製造業（電力用を除く）；ダイヤル製造業；プラグ・ジャック製造業（電力用を除く）；磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの）；雑音防止器製造業；テレビ画面安定器製造業；共振子・発振子製造業；フィルタ製造業；ソケット製造業（電球用を除く）；センサ製造業；**タッチパネルセンサ製造業、カラーフィルタ製造業**

×永久磁石製造業〔2999〕

中分類29－電気機械器具製造業

総説

この中分類には、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が分類される。絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は中分類 23－非鉄金属製造業〔2341〕に、モーター直結又は取付式機械を製造する事業所は中分類 25－はん用機械器具製造業、中分類 26－生産用機械器具製造業に、電子計算機、通信機械器具を製造する事業所は中分類 30－情報通信機械器具製造業に、電子部品を製造する事業所は中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業のそれぞれに分類されるが、民生用電気機械器具を製造する事業所は本分類に含まれる。

290 管理、補助的経済活動を行う事業所(29 電気機械器具製造業)

2900 主として管理事務を行う本社等

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所所

2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどによりく動される発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。

ただし、内燃機関用電動機、発電機を製造する事業所は細分類 2922 に分類される。

○ターボゼネレータ製造業；**電動車両用モーター（トラクションモーター、電力モーター）製造業**

×電動機・発電機製造業（内燃機関用のもの）[2922]

2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）

主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。

無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は中分類 28 [2821] に分類される。

○変圧器製造業（送配電用、機器用、シグナル用）；ネオン変圧器製造業；計器用変成器製造業；リアクトル製造業；電圧調整器製造業

×電子機器用変成器製造業（高周波・低周波用）[2821]；電子機器用小形電源変圧器製造業 [2821]；ベル用変圧器製造業 [2915]；がん具用変圧器製造業 [3251]

2913 電力開閉装置製造業

主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。

○開閉器製造業（電力用のもの）

×リアクトル製造業 [2912]；電圧調整器製造業 [2912]

2914 配電盤・電力制御装置製造業

主として遮断器、電気制御装置及び避雷装置を製造する事業所をいう。

主としてリアクトル及び電圧調整器を製造する事業所は細分類 2912 に分類される。

○制御装置製造業（車両用を含む）；起動器製造業；抵抗器製造業（電力用のもの）；**配電ばこ製造業；自動調整装置製造業；制御器製造業**

×リアクトル製造業 [2912]；電圧調整器製造業 [2912]

2915 配線器具・配線附属品製造業

主として配線器具（小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など）及び配線ばこ並びに部品（パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど）を製造する事業所をいう。

陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は中分類 21 [2144] に、ガラス絶縁材料を製造する事業所は中分類 21 [2119] に分類されるが、電線管接続附属品及び電鈴（ベル用変圧器を含む）は本分類に含まれる。

主として電気照明器具を製造する事業所は小分類 294 [2942] に分類される。

- 小形開閉器製造業；点滅器製造業；接続器製造業；電球保持器製造業；鉄道用配線器具製造業；パネルボード製造業；小形配線ばこ製造業；ヒューズ製造業；電線管接続附属品製造業；ベル用変圧器製造業；プラスチック製差込プラグ製造業；スイッチ製造業

- ×陶磁器製絶縁材料製造業 [2144]；ガラス製絶縁材料製造業 [2119]；電気照明器具製造業 [2942]；プラスチック製絶縁材料製造業 [1897]

292 産業用電気機械器具製造業

2921 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。

主としてガス溶接装置を製造する事業所は中分類 26 [2662] に分類される。

○電弧溶接機製造業;抵抗溶接機製造業;電極保持具製造業(溶接用)

×ガス溶接機製造業 [2662];溶接棒製造業 [2479]

2922 内燃機関電装品製造業

主として自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。

○スターターモーター製造業(自動車・航空機用);航空機用電装品製造業;点火せん・点火装置製造業(内燃機関用);電動機・発電機製造業(内燃機関用);電気式始動機製造業;セルモーター製造業;発電機製造業(自転車・航空機用);点火用コイル製造業;ディストリビュータ製造業;充電機製造業;磁石発電機製造業;点火せん用結線装置製造業

2923 電気炉・電熱装置製造業

主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所をいう。

×燃焼炉製造業 [2534]

2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)

主として蓄電器(電子機器用を除く)、電気窯炉類, 熱装置を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

○蓄電器製造業(電子機器用を除く);はんだごて製造業(電気式);電磁石製造業;車両用集電装置製造業;整流器製造業(電力用);赤外線乾燥装置製造業;車載充電器製造業(電気自動車用)

×電子機器用蓄電器製造業 [2821]

293 民生用電気機械器具製造業(県最賃適用)

2931 ちゅう房機器製造業

主としてちゅう房機器を製造する事業所をいう。

主としてガスこんろ、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス炊飯機器、ガスオーブンを製造する事業所は中分類 24 [2432] に、冷凍機を製造する事業所は中分類 25 [2535] に分類される。

- 電気こんろ製造業；電子レンジ製造業；クッキングヒーター製造業（電気式のもの）；電気がま製造業（**ジャー炊飯器を含む**）；トースタ製造業；ホットプレート製造業；ジューサミキサ製造業；**電気ポット製造業**；食器乾燥機製造業；食器洗い機製造業；電気冷蔵庫製造業；フリーザ製造業；**電磁調理器製造業**

×ガス機器製造業 [2432]；冷凍機製造業 [2535]

2932 空調・住宅関連機器製造業

主として空調・住宅関連機器を製造する事業所をいう。

主として業務用エアコンディショナを製造する事業所は中分類 25 [2535] に分類される。

- 扇風機製造業；換気扇製造業；電気温水器製造業；除湿機製造業；家庭用エアコンディショナ製造業；空気清浄機製造業

×業務用エアコンディショナ製造業 [2535]

2933 衣料衛生関連機器製造業

主として衣料衛生関連機器を製造する事業所をいう。

主として営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機を製造する事業所は中分類 27 [2721] に、家庭用ミシンを製造する事業所は中分類 26 [2635] に分類される。

- 家庭用電気洗濯機製造業；衣類乾燥機製造業；電気アイロン製造業；電気掃除機製造業；**ハンドクリーナ製造業**

×営業用洗濯機製造業 [2721]；家庭用ミシン製造業 [2635]

2939 その他の民生用電気機械器具製造業

主として電気暖房器、理美容機器などのような他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。

- 電気ストーブ製造業；電気こたつ製造業；電気毛布製造業；電気カーペット製造業；電気かみそり製造業；家庭用高周波及び低周波治療器製造業；ヘアドライヤ製造業；家庭用生ごみ処理機製造業；温水洗浄便座製造業；**電気マッサージ器具製造業**

294 電球・電気照明器具製造業(県最賃適用)

2941 電球製造業

主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。

主として電気照明器具を製造する事業所は細分類 2942 に、電球用ガラスを製造する事業所は中分類 21 [2113] に分類される。

○映写機用ランプ製造業；ネオンランプ製造業；蛍光灯製造業；白熱電球製造業；自動車用電球製造業；フラッシュランプ製造業；赤外線ランプ製造業；殺菌灯製造業；水銀放電灯製造業；**写真フラッシュ用電球製造業；電氣的光源製造業**

×電気照明器具製造業 [2942]；電球バルブ製造業 [2113]

2942 電気照明器具製造業

主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプなど及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。

主としてガス灯、カーバイド灯、石油灯、ガソリン灯及びこれらの附属品を製造する事業所は中分類 24 [2499] に、照明用ガラス器具を製造する事業所は中分類 21 [2119] に、電球及び類似の光源を製造する事業所は細分類 2941 に分類される。

○天井灯照明器具製造業；電気スタンド製造業；集魚灯器具製造業；投光器製造業；乗物用照明器具製造業；発電ランプ製造業；携帯電灯製造業；放電灯器具製造業；プラスチック製携帯電灯器具製造業；照明器具用安定器(スリムライン)製造業；ヘッドライト製造業；自動車用ウィンカ製造業

×石油灯製造業 [2499]；カーバイド灯製造業 [2499]；殺菌灯製造業 [2941]；電灯かさ製造業(ガラス製のもの) [2119]

295 電池製造業(県最賃適用)

2951 蓄電池製造業

主として蓄電池を製造する事業所をいう。

- ニッケルカドニウム蓄電池製造業;リチウムイオン蓄電池製造業;鉛蓄電池製造業

2952 一次電池(乾電池, 湿電池)製造業

主として一次電池(乾電池、湿電池)を製造する事業所をいう。

- 水銀電池製造業;アルカリ電池製造業

296 電子応用装置製造業

2961 X線装置製造業

主として医療用及び産業用X線装置を製造する事業所をいう。

主としてX線管及びX線用整流管を製造する事業所は中分類 28 [2811] に分類される。

- 医療用・歯科用X線装置製造業; X線探傷機製造業
- ×X線管製造業 [2811]; X線フィルム製造業 [1695]

2962 医療用電子応用装置製造業

主として電子エネルギーを利用した医療用の電子応用装置を製造する事業所をいう。

- 医療用粒子加速装置製造業; 医療用放射性物質応用装置製造業; 超音波画像診断装置製造業(循環器用、腹部用を含む); 超音波ドプラ診断装置製造業; 磁気共鳴画像診断装置製造業; 高周波及び低周波治療器製造業(家庭用を除く); エミッションCT装置製造業; レーザ—応用治療装置製造業; レーザ—手術用機器製造業; 結石破碎装置製造業
- ×高周波及び低周波治療器製造業(家庭用) [2939]; 医療用・歯科用X線装置製造業 [2961]; 産業用電子応用装置製造業 [2969]; 電子計算機製造業 [3031]; 医療用計測器製造業 [2973]

2969 その他の電子応用装置製造業

主として粒子加速装置、放射性物質応用装置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

- 水中聴音装置製造業; 魚群探知機製造業; 磁気探知機製造業; 高周波ミシン製造業; 電子顕微鏡製造業; 電子応用測定装置製造業(医療用を除く); サイクロترون製造業; 放射線応用計測器製造業; レーザ—装置製造業(医療用を除く); 高周波加熱装置製造業; 産業用電子応用装置製造業
- ×電子計算機製造業 [3031]; 医療用計測器製造業 [2973]; 医療用電子応用装置製造業 [2962]

297 電気計測器製造業

2971 電気計測器製造業(別掲を除く)

主として電気計測器を製造する事業所をいう。

- 計器・附属品製造業(電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計、電力計など);定数測定器・附属品製造業(電気、電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など);検査・評価装置及び附属品製造業;特性測定器・附属品製造業(伝送量測定器、真空管特性測定器、磁性体測定器、誘電体測定器など);総合試験装置・附属品製造業(搬送機器用試験装置、無線機器用試験装置、有線機器用試験装置など)

×計器用変成器製造業[2912];医療用計測器製造業[2973];心電計製造業[2973]

2972 工業計器製造業

主として温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所をいう。

- 温度自動調節装置製造業;圧力自動調節装置製造業;流体自動調節装置製造業;流体組成自動調節装置製造業;液面調節装置製造業;自動燃焼調節装置製造業;ガス制御装置製造業;制御機器製造業

×圧力計製造業[2733];流量計製造業[2733];液面計製造業[2733]

2973 医療用計測器製造業(県最賃適用)

主として電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

- 生体物理現象検査用機器製造業(体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置);生体電気現象検査用機器製造業(心電・脳波・筋電等検査用モニタ);生体現象監視用機器製造業(集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置);生体検査用機器製造業(呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器);医療用検体検査機器製造業(臨床化学検査機器、血液検査機器);診断用機械器具製造業;心電計製造業

×体温計製造業[2739];血圧計製造業[2733]

299 その他の電気機械器具製造業(県最賃適用)

2999 その他の電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

- 電球口金製造業; 導入線製造業; 電気接点製造業; ジュメット線製造業; 永久磁石製造業; 太陽電池製造業; 燃料電池セパレータ製造業

中分類30－情報通信機械器具製造業

総説

この中分類には、通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類 29－電気機械器具製造業に、電子部品及びデバイスを製造する事業所は中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類される。

300 管理, 補助的経済活動を行う事業所(30 情報通信機械器具製造業)

3000 主として管理事務を行う本社等

主として情報通信機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

3009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として情報通信機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業のお他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

3011 有線通信機械器具製造業

主として電話機、交換機、電信機、搬送装置、有線放送装置及びその他の有線通信機械器具を製造する事業所をいう。

主として通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 28 に、真空管を製造する事業所は中分類 28 [2811] に、半導体素子を製造する事業所は中分類 28 [2812、2813] に分類される。

○電話機製造業；交換装置製造業；ファクシミリ製造業；搬送装置製造業

×携帯電話機製造業 [3012]；無線通信機製造業 [3013]；通信機械器具部分品製造業 [28]；真空管製造業 [2811]；半導体素子製造業 [2813]

3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業

主としてスマートフォン、携帯電話機、PHS電話機を製造する事業所をいう。

3013 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具及び各種無線応用機器を製造する事業所をいう。

主として携帯電話機・PHS電話機を製造する事業所は細分類 3012 に、主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所は細分類 3014 に、電気音響装置を製造する事業所は細分類 3023 に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 28 に、真空管を製造する事業所は中分類 28 [2811] に、半導体素子を製造する事業所は中分類 28 [2812、2813] にそれぞれ分類される。

○ラジオ放送装置製造業；無線送信機製造業；無線受信機製造業；ロラン装置製造業；レーダ製造業；着陸誘導装置製造業；距離方位測定装置製造業；気象観測装置製造業；遠隔制御装置製造業；無線応用航法装置製造業；放送用テレビカメラ製造業；テレビジョン放送装置製造業；GPS装置製造業；カーナビゲーション製造業；可搬形通信装置製造業；車両用通信装置製造業；船舶用通信装置製造業；航空用通信装置製造業；携帯用通信装置製造業；救命艇用通信装置製造業；方向探知機製造業；ビーコン装置製造業；レーダ装置製造業

×携帯電話機製造業 [3012]；ラジオ受信機製造業 [3014]；テレビジョン受信機製造業 [3014]；録音装置製造業 [3023]；拡声装置製造業 [3023]；通信機械器具部分品製造業 [28]；真空管製造業 [2811]；光電変換素子製造業 [2812]；半導体素子製造業 [2813]

3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。

主としてラジオ付カセットレコーダを製造する事業所は小分類 302〔3023〕に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 28 に、真空管を製造する事業所は中分類 28〔2811〕に、半導体素子を製造する事業所は中分類 28〔2812、2813〕にそれぞれ分類される。

×ラジオ付カセットレコーダ〔3023〕；通信機械器具部分品製造業〔28〕；真空管製造業〔2811〕；光電変換素子製造業〔2812〕；半導体素子製造業〔2813〕

3015 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号保安装置及び機械信号保安装置並びに鉄道軌条の転てつ器、その他の分岐器を製造する事業所をいう。

○電気信号装置製造業；鉄道信号機製造業；自動転てつ器製造業；分岐器製造業

3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として音響信号装置、警報装置などのような他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

○火災警報装置製造業；盗難警報装置製造業；発光信号装置製造業；通報信号装置製造業

×電気信号装置製造業〔3015〕；鉄道信号機製造業〔3015〕；自動転てつ器製造業〔3015〕；電子回路基板製造業〔2841〕

302 映像・音響機械器具製造業

3021 ビデオ機器製造業

主として磁気録画装置(デジタルカメラを除く)又は画像再生装置を製造する事業所をいう。

- 磁気録画装置(V. T. R)製造業;画像再生装置(E. V. R)製造業;DVDプレーヤ製造業;ビデオカメラ製造業;防犯カメラ製造業
- ×テレビジョン受信機製造業(V. T. R等と一体のものを含む)〔3014〕;デジタルカメラ製造業〔3022〕;ビデオ用テープ製造業〔2832〕;放送用テレビカメラ製造業〔3013〕;テレビジョン放送装置製造業〔3013〕;ビデオディスクレコード製造業〔3296〕;ビデオテープレコード製造業〔3296〕

3022 デジタルカメラ製造業

主としてデジタルカメラを製造する事業所をいう。

- ×ビデオカメラ製造業〔3021〕;携帯電話機製造業〔3012〕;写真機製造業〔2752〕;光学機械用レンズ・プリズム製造業〔2753〕

3023 電気音響機械器具製造業

主として録音装置、再生装置、拡声装置及び附属品(完成品)を製造する事業所をいう。

- 主として録音済みの記録物を製造する事業所は中分類 32〔3296〕に、生の磁気テープ、磁気ディスクを製造する事業所は中分類 28〔2832〕に分類される。
- 録音装置製造業;ICレコーダ製造業;ステレオ製造業;拡声装置製造業;スピーカシステム製造業;マイクロホン製造業;ヘッドホン製造業;補聴器製造業;ハイファイ用増幅器製造業;オーディオデスクプレーヤ製造業;ピックアップ製造業
- ×電子部品・デバイス・電子回路製造業〔28〕;情報記録物製造業〔3296〕;磁気テープ・光ディスク等製造業〔2832〕

303 電子計算機・同附属装置製造業(県最賃適用)

3031 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)

主としてデジタル形電子計算機(プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る)を製造する事業所をいう。

- デジタル形電子計算機製造業;ハイブリッド形電子計算機製造業;電子会計機製造業;半導体設計用装置製造業
- ×電子式卓上計算機製造業[2719];分類機、検孔機などのカード式関係機器製造業[2719]

3032 パーソナルコンピュータ製造業

主として以下の電子計算機を製造する事業所をいう。

- ①事務用、科学技術用、計測制御用、教育用及び趣味的等多目的に使用される小型の電子計算機。
- ②主記憶装置にプログラムを任意に設定できる小形の電子計算機。
- パーソナルコンピュータ製造業(デスクトップ型、ノート型、タブレット型)

3033 外部記憶装置製造業

主として中央処理装置(CPU)が入出力チャネルを通してデータを書き込んだり、読み出すことが可能な記憶装置を製造する事業所をいう。

- 磁気ディスク装置;光ディスク装置;ディスクアレイ装置;内蔵型HDD製造業;DVDマルチメディアドライブ製造業

3034 印刷装置製造業

主としてラインプリンタ、ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。

- プロッタ(作図装置)製造業

3035 表示装置製造業

主として表示装置(CRTディスプレイ、液晶ディスプレイなど)を製造する事業所をいう。

- CRTディスプレイ製造業;液晶ディスプレイ製造業(パーソナルコンピュータ用)
- ×液晶ディスプレイ製造業(事務器機用)[2719];液晶パネル製造業[2815];有機ELパネル製造業[2815]

3039 その他の附属装置製造業

主としてスキャナー、端末装置、その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。

- スキャナー製造業;現金自動預け払い機(ATM)製造業

×CRTディスプレイ製造業〔3035〕；液晶ディスプレイ製造業（パーソナルコンピュータ用）〔3035〕

7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

○純粋持株会社

令和 7 年度 適用使用者数及び適用労働者数

(令和 3 年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（令和 6 年 4 月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	3	37
E2211 高炉による製鉄業	2	5, 217
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	7	637
E225 鉄素形材（銑鉄鋳物）製造業	37	1, 072
E229 その他の鉄鋼業	121	2, 498
計	170	9, 461

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（令和 6 年 4 月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	8	29
E244 建設用・建築用金属製品製造業	589	5, 978
E249 その他の金属製品製造業	54	1, 339
計	651	7, 346

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（令和 6 年 4 月改定）	使用者数	労働者数
E 25 はん用機械器具製造業	378	7, 587
E 26 生産用機械器具製造業	854	19, 477
E 27 業務用機械器具製造業	20	660
計	1, 252	27, 724

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（令和 6 年 4 月改定）	使用者数	労働者数
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	59	5, 608
E 29 電気機械器具製造業	262	6, 541
E 30 情報通信機械器具製造業	14	1, 199
計	335	13, 348

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理、補助的活動を行う事業所	4	358
E 311 自動車・同附属品製造業	282	31,040
計	286	31,398

6 船舶製造・修理業、船用機関製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理、補助的活動を行う事業所	7	107
E 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	476	9,252
計	483	9,359

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理、補助的活動を行う事業所	4	644
I 561 百貨店、総合スーパー	25	3,932
I 569 その他の各種商品小売業	56	838
計	85	5,414

8 自動車小売業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理、補助的活動を行う事業所	15	492
I 591 自動車小売業	1,671	11,068
計	1,686	11,560

9 各種商品、各種食料品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理、補助的活動を行う事業所	1	528
I 561 百貨店、総合スーパー	25	3,932
I 580 管理、補助的活動を行う事業所	5	876
I 581 各種食料品小売業	519	24,390
I 600 管理、補助的活動を行う事業所	6	83
I 6031 ドラッグストア	363	4,447
I 6091 ホームセンター	155	3,956
計	1,074	38,212

令和 6 年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業種	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	必要性 諮問日	必要性 答申日	結審
北海道	1,010	電気機械	997	1,049	52	改正	協約	7/29	8/5	10/1
青森	953	電気機械	927	968	41	改正	公正	8/9	9/12	10/16
岩手	952	電気機械	917	975	58	改正	公正	8/28	9/17	11/22
宮城	973	電気機械	959	1,012	53	改正	公正	7/29	8/21	10/9
秋田	951	電気機械	930	958	28	改正	協約	8/5	8/21	10/11
山形	955	電気機械	945	996	51	改正	公正	8/21	9/9	10/24
茨城	1,005	電気機械	1,002	1,052	50	改正	協約	8/5	9/10	10/31
栃木	1,004	電気機械	1,008	1,056	48	改正	協約	8/5	8/21	10/15
群馬	985	電気機械	1,006	1,056	50	改正	公正	8/2	8/8	10/25
埼玉	1,078	電気機械	1,055	1,105	50	改正	協約	7/29	8/5	10/2
千葉	1,076	電気機械	1,055	1,105	50	改正	協約	7/29	8/21	10/7
富山	998	電気機械	951	1,002	51	改正	協約	8/5	8/21	10/28
石川	984	電気機械	963	1,008	45	改正	協約	8/27	8/27	10/28
山梨	988	電気機械	997	1,047	50	改正	公正	7/30	8/21	10/29
長野	998	電気機械	983	1,032	49	改正	公正	8/5	8/21	11/1
静岡	1,034	電気機械	997	1,042	45	改正	協約	7/26	8/5	10/18
三重	1,023	電気機械	987	1,031	44	改正	協約	7/16	8/21	10/21
滋賀	1,017	電気機械	1,003	1,050	47	改正	協約	8/5	8/21	10/24
京都	1,058	電気機械	1,025	1,074	49	改正	協約	7/26	9/4	11/11
大阪	1,114	電気機械	1,068	1,127	59	改正	協約	7/2	8/23	10/1
兵庫	1,052	電気機械	1,002	1,053	51	改正	協約	7/19	9/2	9/27
鳥取	957	電気機械	906	963	57	改正	協約	7/26	9/12	10/18
島根	962	電気機械	929	987	58	改正	公正	9/3	9/3	10/29
岡山	982	電気機械	974	1,025	51	改正	公正	7/3	9/18	10/25
広島	1,020	電気機械	995	1,045	50	改正	協約	8/5	8/21	10/30
山口	979	電気機械	986	1,032	46	改正	協約	7/26	8/5	10/10
徳島	980	電気機械	983	1,038	55	改正	公正	7/5	8/21	10/17
香川	970	電気機械	982	1,030	48	改正	公正	7/31	8/5	10/7
愛媛	956	電気機械	987	1,038	51	改正	協約	7/8	9/4	10/17
福岡	992	電気機械	1,019	1,071	52	改正	協約	8/21	8/21	10/7
熊本	952	電気機械	940	996	56	改正	協約	7/8	8/21	10/10
大分	954	電気機械	941	996	55	改正	公正	7/31	8/27	10/15

令和 7 年 度

最低賃金実態調査の概要

（電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業）

広島労働局

-目 次-

1	最低賃金に関する実態調査の概要	P 1
2	分位偏差	P 5
3	賃金分布図グラフ	P 6
4	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	P 8
5	中位数・時間当たりの平均賃金額	P 9
6	事業所規模未満率	P 10
7	引上げ試算表	P 11
8	経過表（平成 18 年～令和 6 年度）	P 12

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金並びに広島県特定(産業別)最低賃金改正のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事 業 所

製造業及び新聞業、出版業については1～99 人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29 人の民営事業所のうちから、「令和3年経済センサス(令和4年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、小売業のうち、各種商品小売業及び自動車小売業については、1～99 人の民営事業所を、各種飲食料品小売業については、規模にかかわらず対象とした。

(4) 労 働 者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29 人の事業所は全労働者、労働者 30～99 人の事業所は2分の1の労働者、そして 100 人以上の事業所については、5分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

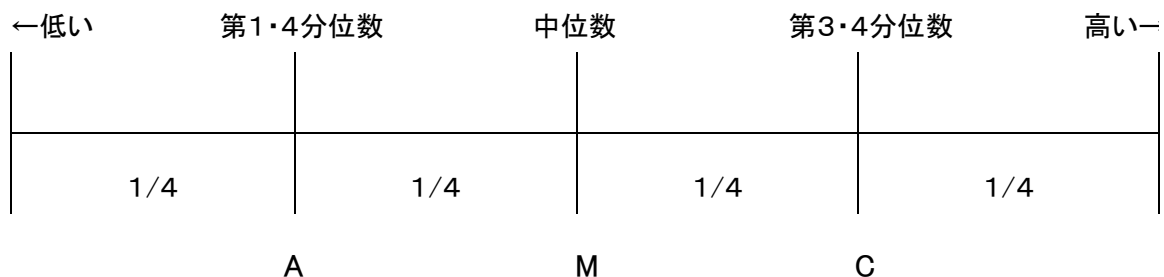
調査は通信調査とし、令和7年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を行った。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差
(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)

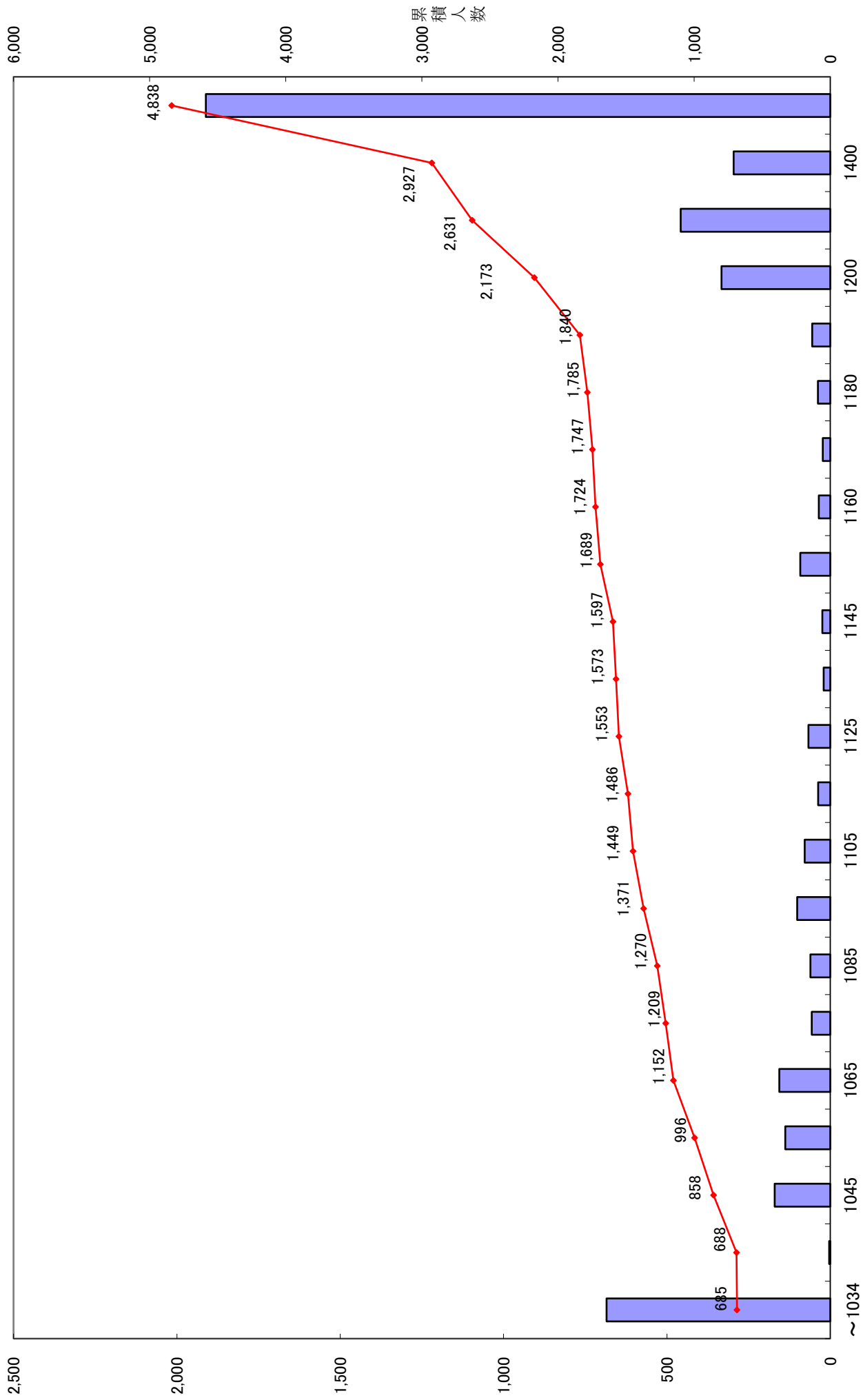
規模	内 訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合 計	第1・20分位数(円)	873	875	900	930	970	1,020
	対 前 年 増 減 率	3.44%	0.23%	2.86%	3.33%	4.30%	5.15%
	第1・10分位数(円)	895	880	900	930	970	1,020
	対 前 年 増 減 率	5.29%	-1.68%	2.27%	3.33%	4.30%	5.15%
	第1・4分位数(円)	942	909	930	960	1,011	1,076
	対 前 年 増 減 率	7.78%	-3.50%	2.31%	3.23%	5.31%	6.43%
	中 位 数 (円)	1,200	1,079	1,095	1,138	1,264	1,350
	対 前 年 増 減 率	8.79%	-10.08%	1.48%	3.93%	11.07%	6.80%
	労 働 者 数	4,451	5,369	5,010	5,296	5,063	4,838
1 人	第1・20分位数(円)	873	875	900	930	970	1,000
	対 前 年 増 減 率	2.71%	0.23%	2.86%	3.33%	4.30%	3.09%
	第1・10分位数(円)	880	875	900	930	970	1,020
	対 前 年 増 減 率	3.53%	-0.57%	2.86%	3.33%	4.30%	5.15%
	第1・4分位数(円)	935	920	970	953	1,000	1,100
	対 前 年 増 減 率	6.25%	-1.60%	5.43%	-1.75%	4.93%	10.00%
	中 位 数 (円)	1,190	1,125	1,224	1,250	1,375	1,450
	対 前 年 増 減 率	-1.98%	-5.46%	8.80%	2.12%	10.00%	5.45%
	労 働 者 数	511	720	692	731	586	602
10 人	第1・20分位数(円)	872	871	899	930	970	1,020
	対 前 年 増 減 率	3.32%	-0.11%	3.21%	3.45%	4.30%	5.15%
	第1・10分位数(円)	880	875	900	930	970	1,020
	対 前 年 増 減 率	4.27%	-0.57%	2.86%	3.33%	4.30%	5.15%
	第1・4分位数(円)	925	910	910	955	1,000	1,045
	対 前 年 増 減 率	5.96%	-1.62%	0.00%	4.95%	9.89%	9.42%
	中 位 数 (円)	1,150	1,087	1,011	1,180	1,190	1,304
	対 前 年 増 減 率	9.52%	-5.48%	-6.99%	16.72%	0.85%	9.58%
	労 働 者 数	1,227	1,534	1,439	1,227	1,448	1,316
30 人	第1・20分位数(円)	880	875	900	930	970	1,020
	対 前 年 増 減 率	4.14%	-0.57%	2.86%	3.33%	4.30%	5.15%
	第1・10分位数(円)	900	892	908	930	995	1,038
	対 前 年 増 減 率	5.88%	-0.89%	1.79%	2.42%	6.99%	4.32%
	第1・4分位数(円)	950	907	940	960	1,032	1,090
	対 前 年 増 減 率	8.57%	-4.53%	3.64%	2.13%	7.50%	5.62%
	中 位 数 (円)	1,232	1,062	1,095	1,100	1,278	1,366
	対 前 年 増 減 率	12.82%	-13.80%	3.11%	0.46%	16.18%	6.89%
	労 働 者 数	2,712	3,115	2,879	3,338	3,029	2,920

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時 間 額	897円	924円	953円	995円	1,045円
発 効 日	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31

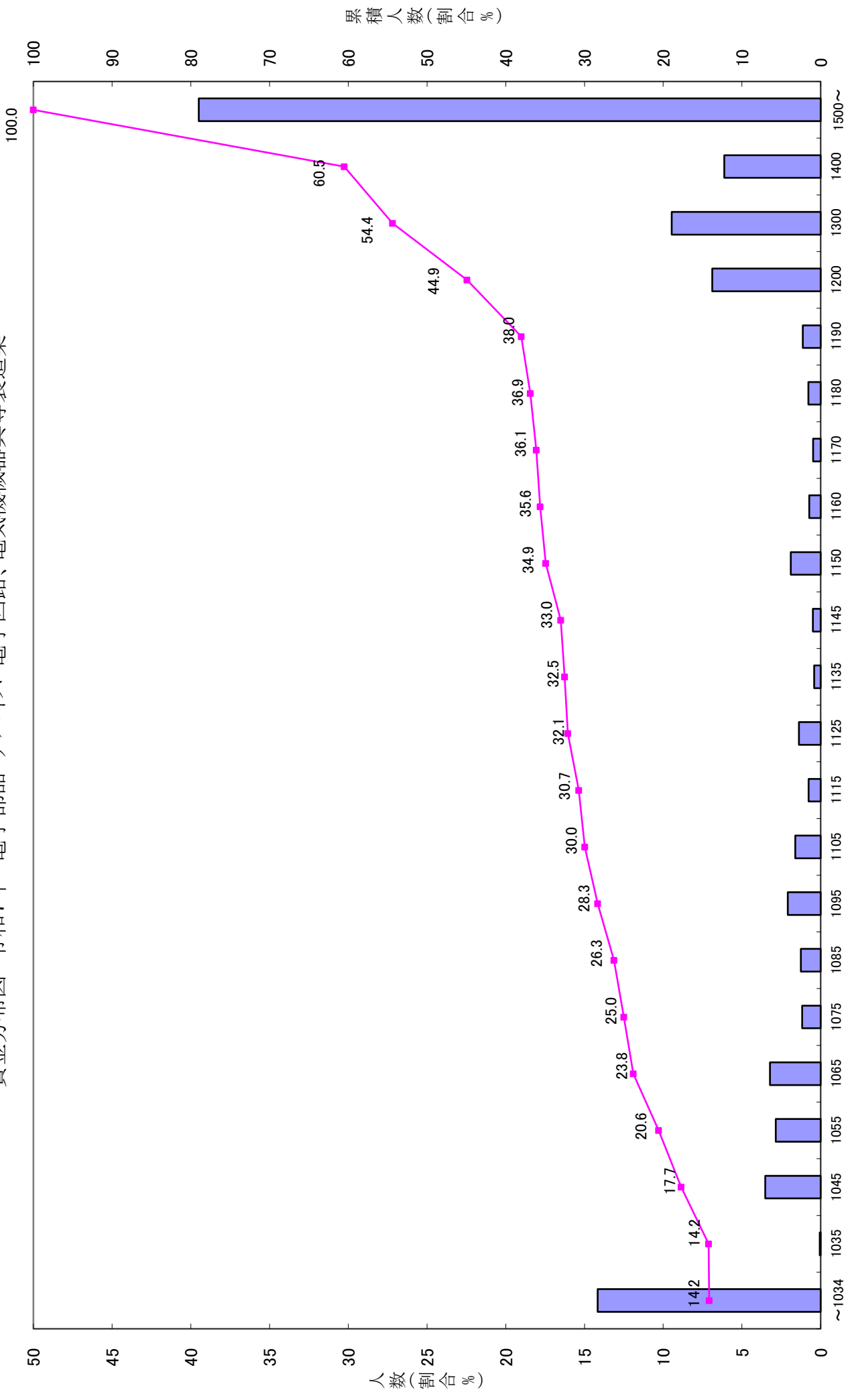
賃金分布図 令和7年 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業



(注) 資料出所 広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」

時間額(円台)

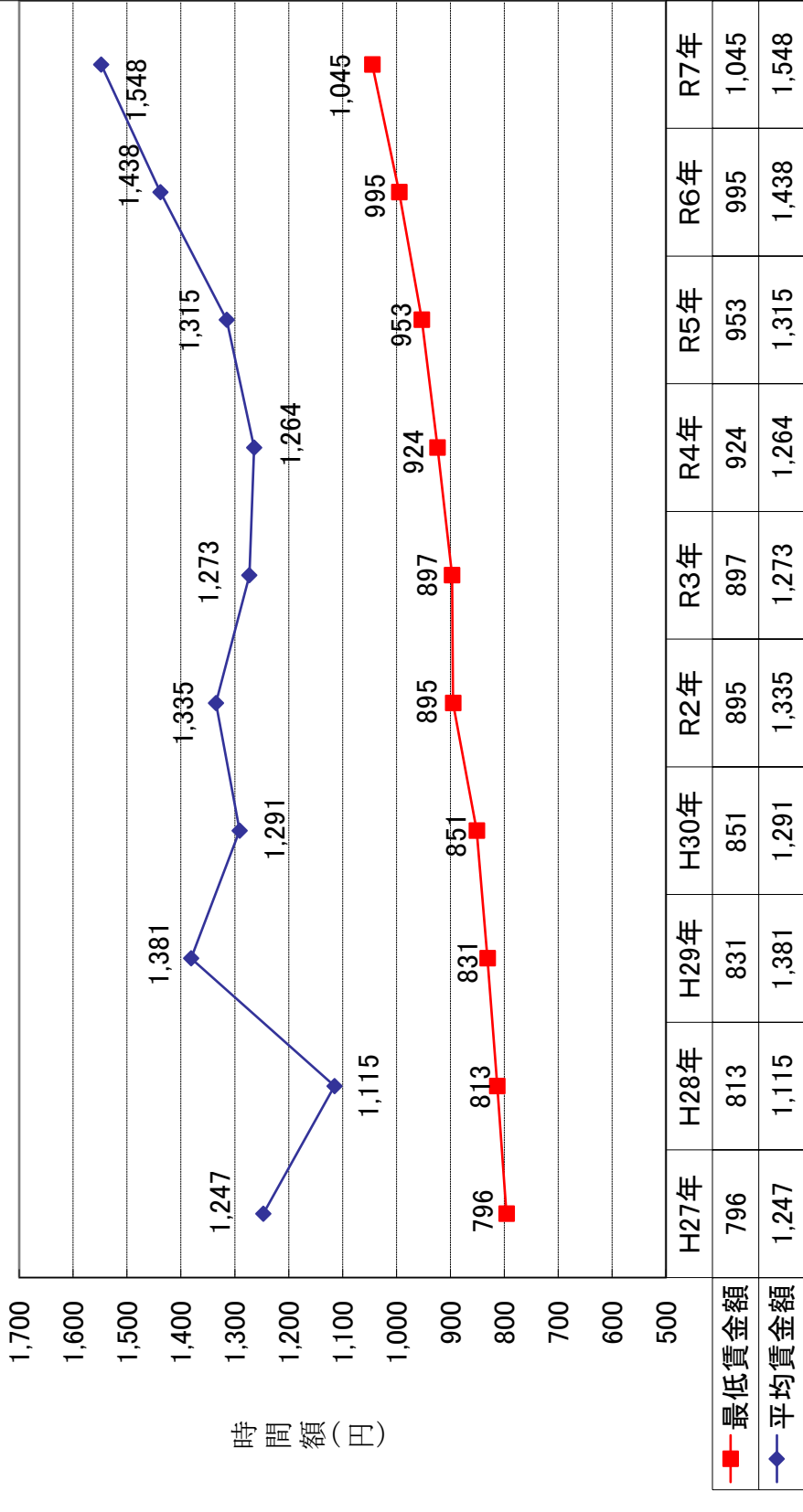
賃金分布図 令和7年 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業



時間額(円台)

(注)資料出所 広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」

電子部品～情報通信機械器具等製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



(注) 資料出所 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

中位数・時間当たりの平均賃金額

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造

最低賃金額 1,045円

	全地域	
	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	円 1,350	円 1,548
規模(1～9人)	円 1,450	円 1,516
規模(10～29人)	円 1,304	円 1,447
規模(30～99人)	円 1,366	円 1,599

(注) 資料出所 広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造

最低賃金額 1,045円

	全地域	
	未満率	未満労働者数
規模計	15.2%	736人
規模(1～9人)	17.3%	104人
規模(10～29人)	24.2%	319人
規模(30～99人)	10.7%	313人

全労働者数	4,838
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

(令和7年 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(人)
【 現 行 】		1045		
1	0.10	1,046	17.7	858
2	0.19	1,047	17.7	858
3	0.29	1,048	17.8	863
4	0.38	1,049	18.0	870
5	0.48	1,050	19.6	949
6	0.57	1,051	19.6	949
7	0.67	1,052	19.9	964
8	0.77	1,053	20.0	970
9	0.86	1,054	20.1	973
10	0.96	1,055	20.6	996
11	1.05	1,056	22.4	1,082
12	1.15	1,057	22.4	1,082
13	1.24	1,058	22.4	1,085
14	1.34	1,059	22.9	1,107
15	1.44	1,060	23.1	1,118
16	1.53	1,061	23.2	1,124
17	1.63	1,062	23.5	1,136
18	1.72	1,063	23.6	1,141
19	1.82	1,064	23.6	1,144
20	1.91	1,065	23.8	1,152
21	2.01	1,066	23.9	1,158
22	2.11	1,067	24.0	1,163
23	2.20	1,068	24.0	1,163
24	2.30	1,069	24.2	1,171
25	2.39	1,070	24.5	1,184
26	2.49	1,071	24.5	1,187
27	2.58	1,072	24.6	1,190
28	2.68	1,073	24.8	1,202
29	2.78	1,074	24.9	1,205
30	2.87	1,075	25.0	1,209
31	2.97	1,076	25.1	1,215
32	3.06	1,077	25.5	1,232
33	3.16	1,078	25.5	1,232
34	3.25	1,079	25.6	1,239
35	3.35	1,080	26.3	1,270
36	3.44	1,081	26.3	1,270
37	3.54	1,082	26.3	1,270
38	3.64	1,083	26.3	1,270
39	3.73	1,084	26.3	1,270
40	3.83	1,085	26.3	1,270
41	3.92	1,086	26.4	1,277
42	4.02	1,087	26.5	1,280
43	4.11	1,088	26.5	1,280
44	4.21	1,089	26.5	1,280
45	4.31	1,090	27.9	1,350
46	4.40	1,091	27.9	1,350
47	4.50	1,092	28.0	1,353
48	4.59	1,093	28.1	1,359
49	4.69	1,094	28.2	1,364
50	4.78	1,095	28.3	1,371
51	4.88	1,096	28.4	1,374
52	4.98	1,097	28.7	1,390
53	5.07	1,098	28.8	1,393
54	5.17	1,099	28.8	1,393
55	5.26	1,100	29.6	1,434
56	5.36	1,101	29.8	1,440
57	5.45	1,102	29.8	1,443
58	5.55	1,103	29.9	1,446
59	5.65	1,104	30.0	1,449
60	5.74	1,105	30.0	1,449
61	5.84	1,106	30.1	1,454
62	5.93	1,107	30.1	1,457
63	6.03	1,108	30.2	1,460
64	6.12	1,109	30.4	1,469
65	6.22	1,110	30.4	1,469
			(注)全労働者数	4,838

(注)「令和7年最低賃金実態調査」における「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経 過 表

（ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ）

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成18年度	721	6	0.8	4.5	6.1
平成19年度	732	11	1.5	7.0	8.4
平成20年度	743	11	1.5	10.4	13.2
平成21年度	746	3	0.4	3.4	3.9
平成22年度	755	9	1.2	7.7	12.6
平成23年度	761	6	0.8	11.2	12.5
平成24年度	769	8	1.1	0.3	1.6
平成25年度	780	11	1.4	1.4	8.0
平成26年度	796	16	2.1	4.9	6.9
平成27年度	813	17	2.1	13.2	20.0
平成28年度	831	18	2.2	11.1	30.3
平成29年度	851	20	2.4	24.2	30.5
平成30年度	873	22	2.6	20.3	27.1
令和元年度	895	22	2.5	18.0	28.8
令和2年度	897	2	0.2	9.3	10.3
令和3年度	924	27	3.0	18.6	22.4
令和4年度	953	29	3.1	19.2	23.0
令和5年度	995	42	4.4	14.0	33.4
令和6年度	1,045	50	5.0	14.0	28.8

(注)資料出所:毎年 of 広島労働局「最低賃金実態調査」